

相談窓口に関すること

	支援制度名	内容	対象	問い合わせ
1	吹田市新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための市の対応について情報を提供します。	市の対応について情報を知りたい人	同センター TEL6384・0078 FAX6385・8300
2	高齢者の介護予防に関する相談	新型コロナウイルス感染症に関して気を付けたいポイントや、自宅で簡単にできる体操などを紹介しています。市ホームページにも掲載しています。	おおむね65歳以上の人	高齢福祉室 介護予防担当 TEL6170・5860 FAX6368・7348
3	DV相談	相談内容に応じて、解決策を一緒に考えます。	配偶者やパートナーからの暴力で悩んでいる人	すいたストップDVステーション TEL6310・7113
4	女性のための電話相談	女性のための電話相談を行っています。	女性	男女共同参画センターデュオ 電話相談専用 TEL6337・3338 月・金曜日 午前10時～午後4時 水曜日 午前10時～午後5時 祝日を除く
5	悩みの相談・DV相談・法律相談	相談に応じるのは全て女性です。詳しくは問い合わせてください。		男女共同参画センターデュオ TEL6388・1454 FAX6385・5411
6	家庭児童相談	児童虐待など子育てに関する相談に応じます。内容に応じて専門機関などを案内します。	18歳未満の児童とその家族	家庭児童相談課 TEL6384・1663 FAX6368・7349
7	高齢者虐待に関する相談	家族間のストレスが高まり、高齢者が身体的や心理的、経済的に不適切な扱いを受けている、介護や世話の放棄放任が見受けられるなどの相談に応じます。	65歳以上の居宅で過ごしている高齢者とその家族、関係者など	高齢福祉室支援担当 TEL6384・1360 FAX6368・7348
8	障がい者虐待に関する相談	障がい者が身体的や心理的、経済的に不適切な扱いを受けている、介護や世話の放棄放任が見受けられるなどの相談に応じます。	65歳未満の障がい者(施設入所者含む)とその家族、関係者など	障がい福祉室 TEL6384・1346 FAX6385・1031

その他

	支援制度名	内容	問い合わせ
1	郵送などによる手続きの緩和	一部の手続きについては、感染防止のため、郵送や電子メールで手続きができます。詳しくは、各室課へ問い合わせてください。	各室課

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報一覧

令和2年4月16日時点の情報です。
最新の情報や各制度の詳細は、市ホームページが各担当へ問い合わせてください。



市ホームページ

支払いの猶予・減免に関すること

	支援制度名	内容	対象	問い合わせ
1	上下水道料金の納付猶予	支払期限の延長や分割納付ができる場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に上下水道料金の納付が困難な人	水道部総務室 料金担当 TEL6384・1255 FAX6384・1534
2	納税の猶予(分割納付など)	相談内容に応じて、納税の猶予、分割納付などの対応を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税が困難な人	納税課 TEL6384・1331 FAX6368・7344
3	国民健康保険料の減免	国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。	失業などで現在の世帯の所得が前年中の所得より大幅に減少し、国民健康保険料の納付が困難な人	国民健康保険課 TEL6384・1241 FAX6368・7347
4	国民健康保険料の徴収猶予	6か月以内に限り、納付を猶予できる場合があります。	事業の廃止や休止など著しい損失を受けたことで国民健康保険の納付が困難な人	
5	介護保険料の納付猶予・減免	相談内容に応じて、介護保険料の納付猶予・減免などの対応を行います。相談は電話かファックスで。	新型コロナウイルス感染症の影響による失業・休業などにより収入が著しく減少し、介護保険料の納付が困難な人	高齢福祉室 介護保険担当 TEL6384・1343 FAX6368・7348
6	国民年金保険料の免除	一定の要件に該当する人は、本人の申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止(廃業)、休止の届け出を行い、一時的に国民年金保険料の納付が困難な人	吹田年金事務所 TEL6821・2401 国民年金課 TEL6384・1209 FAX6368・7346

期間の延長に関すること

	支援制度名	内容	対象	問い合わせ
1	転入・転居などの届け出期間緩和	転入・転居などの届け出は、その事実が生じた日から14日以内に行うものですが、手続き期間を延長して受け付けています。	転入・転居などの届け出者	市民課 TEL6384・1235 FAX6368・7346
2	年金の支給に関する届け出の提出期限の延長	2月末日以降が提出期限の届書の提出が遅れた場合でも、年金・年金生活者支援給付金について、給付が受けられる場合があります。	現況届、生計維持確認届、障がい状態確認届などが提出できていない人	吹田年金事務所 TEL6821・2401 国民年金課 TEL6384・1209 FAX6368・7346